

供

産三合第一二五号

昭和二十四年三月十一日

別紙添付

内閣官房次長 殿

事務官

報告するより指令に接し右調査のため中央各官廳に対しては昭和二十四年二月十六日付産三合第八四号及び同十七日付産三合第八号公信各都道府縣に対しては電信合第二二号及び合第二三号を

報告するより指令に接し右調査のため中央各官廳に対しては昭和二十四年二月十六日付産三合第八四号及び同十七日付産三合第八号公信各都道府縣に対しては電信合第二二号及び合第二三号を

三

標記の件は既述の如く他府の部局に於ては別紙添付の如く

裏面白紙

謀七殿

産三合第一二五号

昭和二十四年三月十一日

別紙添付

内閣官房次長 殿



戦時中日本軍占領地域がらりやく奪された図書及び
その他の文化財の全體的調査に関する件

さきに連合軍司令部民間財産管理局(G.P.O.)より別添第一
昭和二十四年二月八日付U.P.O.覚書第三八六六号写の通り日本占
領期間中日本側によつて中華民国から持去られた図書及びその他
の文化財について全體的調査を実施しその結果を四月十日までに
報告するよう指令に接し右調査のため中央各官廳に対しては昭和
二十四年二月十六日付産三合第八四号及び同十七日付産三合第八
八号公信各都道府縣に対しては電信合第二二二号及び合第二三二号を

三
標記の件は...
通知...
外務省...
文部省...
逓信省...
陸軍省...
海軍省...
農林省...
商工省...
教育省...
内務省...
司法省...
文部省...
逓信省...
陸軍省...
海軍省...
農林省...
商工省...
教育省...
内務省...
司法省...

裏面白紙

官房会討課七殿

三三五号

三

産三合第一二五号

昭和二十四年三月十一日

内閣官房次長殿

別紙添付

戦時中日本軍占領地域からりやく奪された図
その他の文化財の全體的調査に関する件

さきに連合軍司令部民間財産管理局（OPO）
昭和二十四年二月八日付OPO覚書第三八六号写
領期間中日本側によつて中華民国から持去られた図
の文化財について全體的調査を実施しその結果を四
報告するよう指令に接し右調査のため中央各官廳に
二十四年二月十六日付産三合第八四号及び同十七日
八号公信各都道府縣に対しては電信合第二二号及び

三
標記の件は総理府内係は同給用系他の部局に属する外務省より
通知されたものなり外務省文書課と電報連絡あり

もつて夫々各中央及び地方廳管下における調査対象数の報告を依頼した次第である。

しかるに今般別添第二昭和二十四年三月三日付O P O 覚書第三八六六号写の通り右調査と同時に中華民國以外の全日本占領地域から戦時中持去られた図書及びその他の文化財の全體的調査をも併せ実施しその結果を四月三十日まで報告するよう追加指令に接した。

2
い。 ついては前述の当方よりの照会公信又は電信に対する回答で報告のあつた貴管下における各種文化教育施設をしてその所有しているあらゆる文化財について左記調査及び報告要領参照の上各品目別に精密詳細に調査せしめその結果判明した日本軍占領地よりりやく奪されたものの有無を貴方經由当方まで報告せしめられた

特にO P O 当局の了解を得当方よりO P O への報告の五月十日

までの提出期限は中華民國及びその他の占領地域よりのりやく奪物件を併せ五月二十日までにとなつたから右念のため申し添える。

記

一、調査要項

a、本調査の対象の範囲は司令部側と種々交渉した結果左の各施設とする

- 1、大学
 - 2、専門学校（旧制高校を含む）
 - 3、図書館
 - 4、博物館及びこれに類似のもの
 - 5、美術館及びこれに類似のもの
 - 6、研究所、試験場及びこれに類似のもの
 - 7、公民館その他の文化教育施設
- 右各施設はあらゆる範囲にわたる官公私立の学校及び諸

施設を含むものとし従つて今後さきの貴回答で報告のあつた各施設の数に更に追加すべきものが判明した時は直ちにその追加数を追報ありたい。

但し右施設の中官公私立の大学専門学校（旧制高校を含む）は文部省又は所管中央官廳に夫々一括調査を願うこととなつており又個人及び小、中、新制高校はこの調査対象から除外されているから学校については都道府縣廳は何等措置せられる必要はない。

4
d、調査すべき物件の範囲は右(α)項に包含されるあらゆる教育文化施設が所有している一切の文化財であるがそれは必ずしもその施設が自らの場所に保管しているもののみならず数カ所に分散保管してあるものを含むのである。しこうして文化財には図書、美術品、骨董品、書画、字直帖、科学資料（標本、地図その他の科学研究資料）及び科学器具

(顕微鏡、双眼鏡その他の研究用器具一切)公共施設事務用品、家具、装身具、楽器、薬品、その他の文化的価値を有し文化的目的のために使用されるもの一切である。

5
C、調査の方法は前(2)項記載の各施設の責任者をして(2)項記載物件についてりやく奪物件の有無を調査せしめるのであるが中華民権の場合のみはその調査の迅速適切を期するたため別添第一JPO覚書に特に添付された中國文りやく奪文化財及び図書目録を当方において翻訳調整の上貴管下の教育文化施設の数だけ貴方に近々別途送付するから各施設毎に配布し、その調査の参照にし右目録記載物件と同一の物件があるときは後記載告要領参照の上報告せしめられたい調査の結果右目録訳文に記載なきものでも中華民権よりりやく奪したものと判断した場合に報告を願うことはもち論である。

報告要領

a、報告すべき物件の範囲は戦時中日本占領諸地域からりやく奪された一切の文化財で「戦時中」とは総司令部と交渉の結果本調査に限り中華民国の場合は満洲事変以後その他の占領地域の場合は太平洋戦争以後から夫々終戦に至るまでの期間ということになっている。又りやく奪物件の内容については昭和二十二年五月九日付内務省令第二十五号第一條を参照されたい。

b、報告の責任者は各施設の責任者とするが貴方において適切に監督指導されたい。

6
c、各施設よりの報告に当つては別添第三報告書を使用しりやく奪物件の有無について記入せしめ五月十日までに当方に必着するよう提出せしめられたい報告書記入の要領は同報告書裏面の注意事項（別添第四）を参照せしめられたい。

- d、右報告書用紙は当方より貴管下の学校施設数の三倍を三月三十日までに発送するから直ちに各施設の責任者に三部署あて配布し所要事項を明確に記入の上責任者に捺印せしめて貴方で取纏め一部を貴方に控えとして保存し他の二部はこれを当方あて送付されたい
- e、当方に送付の場合報告書用紙の右上欄に貴方整理番号を附せられたい
- f、右報告書用紙の送達はその数に應じてその数多量に上るときは新聞発送と同様な形式で駅止めとして発送しその数比較的少量なるときは託送又は郵送とする。

≡その他

- a、本調査の結果りやく奪物件の疑あるもの又は該否不明のものについては該品について詳細を報告書に記入の上備考欄にその旨明記せしめられたい
- b、右a項物件についてはその数多数なるとき及び貴重物件

なるときは後日当方において依頼した鑑定専門家を地方ブロッ
ク毎に派遣して鑑定せしめその教少数のときは当方において協
議の上判定することとする

o、本件調査の結果りやく奪物件と判明したもの及びその疑ある
ものは当方より何分の通知があるまでその移動を禁止し現所有
者をして嚴重に且つ良好な状態に保管せしめるよう周知徹底方
取計らわれない

d、本調査により報告される物件の中にそれが正当入手物件であ
ることの確実な証拠物件（領收証、購入証等）があるときは必
らずその写を報告書に添付せしめられたい

e、本件調査に關しては貴方りやく奪財産主管課と文化教育主管
課の連絡を十分にし調査に遺憾なきを期せられたい

8
f、本件調査に關する中央連絡打合會議を來る三月三十日（水曜
日）午前十時（時間厳守の）と一より外務省七階食堂において
開催し当方係官をして詳細明せしめるから貴方担当事務官を

列席せしめられたい、本通牒に関する質疑に対しては右会議で
應答せしめるから十分研究の上出席せしめられたいなお出席者
氏名至急回報願いたい
g、本件調査に關する貴方あて配賦の予算は目下大蔵省と折衝中
なるにつき不日連絡通知の予定である

本信送付先

大蔵、文部、厚生、農林、商工、運輸、通信、労働、
建設各次官
内閣官房、安本各次長

法務総裁官房長、宮内府長官、衆参両院事務総長、
最高裁判所事務総長、會計検査院事務総長、國家地方
警察本部総務部長、國立國會圖書館長、統計局長
各都道府縣知事

裏面白紙

CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

386.6 (18-Jan 49)CPC/PLD

8 February 1949

MEMORANDUM FOR: Civil Property Bureau, Foreign Office,
Japanese Government, Tokyo, Japan.

SUBJECT : Nation-wide Search for Cultural Objects
and Books Removed from China

1. Reference is made to memorandum for Japanese Government, file AG 386.3 (19 Apr 46)CPC/FP, SCAPIN 885, 19 April 1946, subject, "Impounding and Reporting of Looted property," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

2. The Civil Property Bureau is directed to conduct a nation-wide investigation and report on the disposition made of cultural objects and books removed from China during the Japanese occupation. In order to expedite the investigation inclosed is a set of catalogs covering subject property, written in the Chinese language, to be used in checking with colleges, universities, libraries, museums and other educational institutions in both cities and rural communities.

3. The required report is to be submitted to the Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers by 10 April 1949.

1 Incl
Set of Catalogs
in Chinese

PATRICK H. TANSEY
Brig Gen, USA
Custodian

Received: 8 Feb. 3.25 p.m.
Shukan : C.P.B.
Copy : 1.2.3 Bucho
1G, 1LA

裏
面
白
紙

CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

MEMORANDUM FOR: Civil Property Bureau, Foreign Office,
Japanese Government Tokyo, Japan.

SUBJECT : Nation-wide Search for Cultural Ob-
jects and Books Removed from Occupied
Countries During the War

1. Reference is made to memorandum for Civil Pro-
perty Bureau, file 386.6 (18 Jan 49)CPC/PLD, 8 February
1949, subject: "Nation-wide Search for Cultural Ob-
jects and Books Removed from China", from the Civil
Property Custodian.

2. Concurrently with the investigation directed
by reference 1 above, the Japanese Government is fur-
ther directed to conduct a similar nation-wide investi-
gation and report on the disposition made of cultural
objects and books removed from occupied countries other
than China during the war.

3. The required report is to be submitted to the
Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme
Commander for the Allied Powers by 30 April 1949.

PATRICK H. TANSEY

Brig Gen, USA
Custodian

裏
面
白
紙

都府
道縣
号

りやく奪文化財に関する報告書

提出年月日
施設所在地
施設の名
施設責任者職氏名

外務省特殊財産局長 殿

今般戦時中日本軍占領地域よりりやく奪した文化財に関して当方所有
のすべての文化財について調査した結果

(1) 判明したりやく奪物件を下記附表の通り報告します(責任者氏名 捺印)

(2) りやく奪物件はありません(責任者氏名 捺印)

附 表

目録記号			
一連記号			
品名			
数量			
原所有國 又は 原所在地			
形は 能			
現 状			
入手年月日 及 入手概要			
現 在 地			
入手時の評価価格			
備 考			

別添第四

「りやく奪文化財に関する報告書」に関する
調査報告及記入要領（報告書裏面記事）

外務省特殊財産局

本調査の趣旨

(1) 今般連合軍司令部民間財産管理局より戦時中日本軍占領地からりやく奪された図書及その他の文化財の全国的調査を命ぜられたので右指令に基いて全国の大学、専門学校、（旧制高校を含む）図書館、博物館、美術館、研究所、試験場及その他の文化教育施設について調査を実施せんとするものである。

(2) 各施設は自ら現に所有している一切の文化財について左記調査及報告要領に基いて占領地域よりのりやく奪物件の有無を調査し下記事項御熟読の上この報告書により報告されたい。

調査要領

(1) 調査すべき物件の範囲は各施設の所有している一切の文化財で

あるがそれには各施設がその所在地に現在保管しているもののみならず数カ所に分散保管しているもの及本調査から除外される個人や他施設から保管を依託されているもの又は借用中のものも含む。この際報告が同一物件について重複しないよう注意されたい。

(2) 文化財とは図書、美術品、骨董品、書画、写真又は写真帖、科学資料（標本、地図、その他の科学研究資料一切）及科学器具（顕微鏡、双眼鏡、医療器具その他の研究室用備品等一切）公共施設、事務用品、家具、装身器、楽器、薬品、衣類その他文化的価値を有し文化的目的のために使用される一切のものである。

11 (3) 調査の方法は各施設の責任者をして二項の(1)に述べた物件について戦時中日本軍占領地域よりりやく奪した物件の有無を調査せしめるのであるが中華民国よりりやく奪されたものに

報告要領

ついではその調査の迅速適切を図るため各施設に總司令部から送付された「中華民國りやく奪文化財總目錄」をその所管官公廳經由で配布するから調査上の参考とし右總目錄記載物件と同一物件があるときは報告されたい。なお右總目錄に記載なき場合といえども中華民國よりりやく奪したと判明した物件は報告を要することもち論である。

- (1) 報告すべき物件の範圍は戦時中日本軍占領地域からりやく奪された一切の文化財で占領地で贈與を受け又は軍票もしくは現地通貨を支拂つて購入されたものもこれに入り「戦時中」とは中華民國の場合には滿洲事変以後、その他の占領地域の場合は太平洋戦争以後より夫々終戦に至るまでの期間をいう。
- (2) 調査の結果判明したりやく奪物件の有無は左記記入要領に基いてこの報告書用紙三通に所要事項記入し各施設の責任者捺

四 記入要領

印の上所管官公廳あて五月十五日まで提出されたい。
 (3) 又調査の結果りやく奪の疑あるもの又は該否不明のものがあるときはりやく奪物件に準じて本報告書附表に詳細記入し備考欄に「りやく奪の疑あるもの」又は「該否不明のもの」等記入されたい。

この種物件については後刻鑑定専門家を各地に派遣し又は当方において協議の上判定するつもりである。

- (1) 右上隅の空欄は所管官公廳で一連番号を入れるので各施設では記入の要はない
- (2) 「提出年月日」には各所管官公廳への提出年月日を記入のこ
と
- (3) 「施設責任者職氏名」には職氏名の後に必らず捺印のこと
- (4) りやく奪物件のある場合は報告書本文の後段の②「りやく奪

物件はありません」を抹消し④「判明したりやく奪物件を下記付表の通り御報告致します」の後に責任者の氏名を記入の上捺印をし(6)項以下の各項の注意事項に基いて附表に記入のこと
 (5)りやく奪物件のない場合は(4)項とは逆に①を抹消し②を残して②の後に責任者の氏名記入の上捺印をし下の附表には斜線をひくこと

(6) 附表中の「目録記号」及び「一連番号」には中華民國よりりやく奪した物件の中前記ニ調査要領の(3)項に述べた「総目録」に記載してあるものと同一物件があつた場合その「総目録」の各部に符してある記号(A、B、C、D等)及目録に列挙してゐる各物件の上につけてある一連番号を夫々記入のこと。従つて中華民國よりりやく奪した物件で右総目録に列挙してないもの及中華民國以外の各占領地域よりりやく奪したものについてはこの二つの欄に記入の要はなく夫々斜線をひくこと。

裏面白紙

- (7) 「品名」には図書の場合はその巻名をできうる限り原名に忠実に、それ以外の物件の場合は正確な名称、品名を記入のこと
- (8) 「原所有種又は原所在地」にはその物件のりやく奪された種又は場所の判明したものについてのみ記入し不明の場合は不明と記入のこと
- (9) 「形状又は性能」にはその物件の主たる特徴を要点的に記入のこと
- (10) 「現状」には完全、小破、中破、大破等の区分に分け、又現在各施設で如何なる取扱いはしているか（使用中、陳列中、格納中、修理中等）も併せ記入のこと
- 15 (11) 「入手月日及入手概要」には各施設が入手した年月日及その概要を記入し、誰から、何時、如何なる形（贈與、購入、借用、押収、りやく奪等）で入手したか明記のこと

(12) 「所在地」にはりやく奪物件の現在保管してある場所で、各施設の所在地に保管してあるときはその所在地を、施設から分散保管してある場合又は他に貸與しているときは夫々その保管依託先又は貸與先を記入のこと

(13) 「入手時の評價價格」には各施設が入手した当時の價格を記入のこと

(14) 「備考欄」には前項各項により報告される物件についてそれが正当入手物件であることの確實なる証憑物件（領收証、購入証等）の有無を記入のこと及びりやく奪の疑あるもの及該否不明のものについても同欄にその旨明記のこと

五 証憑物件の提出、前四項(1)に述べた確實なる証憑物件があるときはその正本を本報告書に添付して提出されたい

大藏省

総
理
廳

（昭和十一年四月廿一日）

裏面白紙